

2026年5月7日

各位

会社名 アライドアーキテクト株式会社
 代表者名 代表取締役会長 田中 裕志
 (コード番号: 6081 東証グロース市場)
 問合せ先 執行役員 財務経理部長 水野 智博
 (TEL 03-6408-2791)

**第三者割当による行使価額修正条項付第22回新株予約権及び行使価額修正条項付第23回新株予約権の
 払込完了に関するお知らせ**

当社は、2026年4月21日（以下「発行決議日」といいます。）開催の取締役会決議において決議した、マッコーリー・バンク・リミテッド（以下「マッコーリー」といいます。）を割当先とする第三者割当の方法による行使価額修正条項付第22回新株予約権（以下「第22回新株予約権」といいます。）及び行使価額修正条項付第23回新株予約権（以下「第23回新株予約権」といいます。第22回新株予約権と個別に又は総称して「本新株予約権」といいます。）の発行に関して、本日、マッコーリーから発行価額の総額（4,510,000円）の払込みが完了したことを確認いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本新株予約権の発行に関する詳細につきましては、2026年4月21日公表の「第三者割当による新株式及び、行使価額修正条項付第22回新株予約権、行使価額修正条項付第23回新株予約権及び第24回新株予約権の発行に関するお知らせ」をご参照下さい。

1. 本新株予約権発行の概要

<第22回新株予約権>

(1) 割当日	2026年5月7日
(2) 発行新株予約権数	89,000個（新株予約権1個につき普通株式100株）
(3) 発行価額	総額4,450,000円（新株予約権1個当たり50円）
(4) 当該発行による潜在株式数	普通株式8,900,000株 上限行使価額はありません。 下限行使価額は148円ですが、下限行使価額（下記「(6)行使価額及び行使価額の修正条件」において定義します。）においても、潜在株式数は8,900,000株です。
(5) 調達資金の額	2,427,200,000円（注）
(6) 行使価額及び行使価額の修正条件	当初行使価額は、278円とします。 第22回新株予約権の行使価額は、各行使請求に係る通知を当社が受領した日（以下「修正日」といいます。）以降、各修正日の前取引日（以下に定義します。）の東京証券取引所（以下「取引所」といいます。）における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の94%に相当する金額の1円未満の端数を切り捨てた金額に修正されます。 第22回新株予約権の行使価額は、148円を下回らないこととします（以下「下限行使価額」といいます。）。上記の計算による修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合、行使価額は下限行使価額とします。 「取引日」とは、取引所において売買立会が行われる日をいいます。但し、取引所において当社普通株式に関して何らかの種類の取引停止処分又

	は取引制限があった場合（一時的な取引制限を含みます。）には、当該日は「取引日」にあたらぬものとします。 また、第 22 回新株予約権の行使価額は、本新株予約権の発行要項に従って調整されることがあります。
(7) 募集又は割当て方法	第三者割当による
(8) 割当先	マッコーリー・バンク・リミテッド
(9) 権利行使期間	2026 年 5 月 8 日（当日を含みます。）から 2028 年 5 月 8 日までとします。
(10) その他	当社は、マッコーリーとの間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、第 22 回新株予約権及び第 23 回新株予約権に係る買取契約（以下「本買取契約」といいます。）を締結いたしました。 本買取契約においては、マッコーリーが本新株予約権を譲渡する場合、マッコーリーからの譲受人が本買取契約の割当先としての権利義務の一切を承継する旨が規定されています。

(注) 第 22 回新株予約権に係る調達資金の額は、第 22 回新株予約権の発行価額の総額に、当初行使価額に基づき全ての第 22 回新株予約権が行使されたと仮定して算出した本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額を合算した額から、本新株予約権及び DeFi Development Corp を割当予定先とする第三者割当の方法による第 24 回新株予約権の発行に係る諸費用の概算額に相当する金額（47,000,000 円）を差し引いた金額です。行使価額が修正又は調整された場合には、当該調達資金の額は変動いたします。また、第 22 回新株予約権の行使期間内に全部若しくは一部の第 22 回新株予約権の行使が行われない場合又は当社が取得した第 22 回新株予約権を消却した場合に、当該調達資金の額は減少します。

<第 23 回新株予約権>

(1) 割当日	2026 年 5 月 7 日
(2) 発行新株予約権数	5,000 個（新株予約権 1 個につき普通株式 100 株）
(3) 発行価額	総額 60,000 円（新株予約権 1 個当たり 12 円）
(4) 当該発行による潜在株式数	500,000 株
(5) 調達資金の額	300,000,000 円（注）
(6) 行使価額及び行使価額の修正条件	当初行使価額は、600 円とします。 但し、当社は、当社取締役会の決議により行使価額の修正を決定することができ、かかる決定（以下「行使価額修正選択権の行使（第 23 回）」といいます。）がなされた場合、行使価額は修正されます。当社取締役会により行使価額修正選択権の行使（第 23 回）を決議した場合、当社は直ちにその旨を第 23 回新株予約権者に通知するものとし、当該通知が行われた日（同日を含みます。）から起算して 5 取引日目の日又は別途当該決議で定めた 5 取引日目の日より短い日以降権利行使期間の満了日まで、行使価額は、各修正日の前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の 94%に相当する金額の 1 円未満の端数を切り捨てた金額に修正されます。 なお、第 23 回新株予約権の行使価額は、148 円を下回らないこととします。
(7) 募集又は割当て方法	第三者割当による
(8) 割当先	マッコーリー・バンク・リミテッド
(9) 権利行使期間	2026 年 5 月 8 日（当日を含みます。）から 2028 年 5 月 8 日までとします。
(10) その他	当社は、マッコーリーとの間で、第 23 回新株予約権に関する金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、本買取契約を締結いたしました。

	本買取契約においては、マッコーリーが当社取締役会の事前の承諾を得て本新株予約権を譲渡する場合、マッコーリーからの譲受人が本買取契約のマッコーリーとしての権利義務の一切を承継する旨が規定されています。
--	---

(注) 第23回新株予約権に係る調達資金の額は、第23回新株予約権の発行価額の総額に、当初の行使価額に基づき全ての第23回新株予約権が行使されたと仮定して算出した本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額を合算した額です。行使価額が調整された場合には、当該調達資金の額は変動いたします。また、第23回新株予約権の行使期間内に全部若しくは一部の第23回新株予約権の行使が行われない場合又は当社が取得した第23回新株予約権を消却した場合に、当該調達資金の額は減少します。

以 上